

29 事業年度の公募についての留意事項

29 事業年度は、事業名や積立金額等の変更等に伴い、様式が従来と変更されました。継続団体におかれましては、過去の様式を流用して申請しないようご注意ください。

また、農林水産省HPに Q&A（27 年 3 月 18 日版）が掲載されていますので、応募にあたり、参考にしてください。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/nenyu/pdf/270317_nenyu.pdf

【施設園芸セーフティネット構築事業】

- ・ 本県協議会での 29 事業年度のセーフティネットの対象となる期間は、平成 29 年 11 月～平成 30 年 4 月（6 か月）とします。
- ・ 積立方式は、従来と同様に、
 - 130%コース（A重油、灯油）
 - 150%コース（A重油、灯油）のいずれかです。参加農家ごとに選択してください。
- ・ 申込数量については、参加農家が自らの経営判断で必要な数量の申し込みをしてください。省エネルギー取組計画の目標数量と一致させる必要はありません。なお、過去の燃油使用量に対し大幅に申込数量が多い（120%を超える）場合には、その理由を確認できるようにしてください。
- ・ セーフティネット構築事業の加入受け付けは、今回が 29 事業年度の全対象期間に係る加入申込みの受付期間になります。加入漏れの無いようご注意ください。